

第五回國會 建設委員會 議 錄 第十号

昭和二十四年四月三十日(土曜日)
午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 淺利 三朗君

理事 鈴木 仙八君 理事 内藤 隆君

理事 松井 豊吉君 理事 村瀬 宣親君

理事 池田 峯雄君

今村 忠助君 瀬戸山三男君

田中 角榮君 三池 信君

宮原幸三郎君 増田 連也君

久野 忠治君

出席國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

商工大臣 稻垣平太郎君

國務大臣 本多 市郎君

出席政府委員

(開拓局長) 伊藤 佐君

(農林事務官) 三浦 辰男君

(建設政務次官) 内海 安吉君

(都市局長) 財津 吉文君

建設事務官

委員外の出席者

專門員 西畑 正倫君

四月二十八日

建設業法案(内閣提出第一四八号)

同日

住宅金庫運営に関する請願(前田種男君紹介)(第六二九号)

姫路、若櫻間國道改修の請願(堀川恭平君紹介)(第六三七号)

戸島川改修の請願(宇田恒君外一名紹介)(第六三八号)

岐阜、富山間縣道を國道に編入の請願(岡村利右衛門君紹介)(第六四四号)

白山村地内北上川右岸改修の請願(淺利三朗君外二名紹介)(第六四五号)

庶民住宅建設に関する請願(青柳一郎君紹介)(第六六五号)

住宅金庫設置に関する請願(青柳一郎君紹介)(第六六九号)

日野町大字新井地先の堤防復旧工事施行の請願(福田篤泰君紹介)(第六七四号)

竹仁村下竹仁、造賀村堂條間道路開設の請願(宇田恒君外一名紹介)(第六七五号)

眞瀬村地先の小貝川堤防修築促進の請願(鈴木明良君紹介)(第六七六号)

蜷川改修の請願(中野四郎君紹介)(第六七七号)

吉川村地内の道路開設に関する請願(宇田恒君外一名紹介)(第六七八号)

小田村大土山地区の開拓道路開設の請願(宇田恒君外一名紹介)(第六八一号)

佐波川堤防改修促進に関する請願(青柳一郎君紹介)(第六七〇七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

参考人招致に関する件

水防法案(内閣提出第一四〇号)

特別都市計画法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五五号)(參議院送付)

建設省の機構改革に関する件

○淺利委員長 これより會議を開きます。
一昨二十八日付託になりました水防法案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。内海政府委員。

水防法案

目次

第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 水防組織(第三條―第八條)

第三章 水防活動(第九條―第十四條)

第四章 指定水防管理團體の組織及び活動(第十五條―第三十一條)

第五章 費用負担(第三十二條・第三十三條)

第六章 罰則(第三十四條―第三十七條)

第七章 附則(第三十八條―第四十條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「水防管理團體」とは、水害予防組合、水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「市町村組合」という。又は市町村(特別区を含む。以下同じ。))で、第三條第一項又は第二項の規定により水防の責任を有するものをいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理團體である水害予防組合の管理又は水防管理團體である市町村組合若しくは市町村の長をいう。

4 この法律において「消防機關」とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては、消防團の長をいう。

5 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水、門の操作、水防のための水防團及び消防機關の活動、一の水防管理團體と他の水防管理團體との間における協力及び應援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

第二章 水防組織

(水防の責任)

第三條 水害予防組合は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

2 水害予防組合の設置されていない区域においては、市町村組合が、水害予防組合及び市町村組合

が設置されていない区域においては、市町村が、当該市町村組合又は市町村の区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

3 都道府縣は、その区域における水防管理團體が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理團體)

第四條 都道府縣知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理團體を指定することができる。

(水防の機関)

第五條 水防管理團體は、水防事務を処理するため、水防團を置くことができる。

2 前條の規定により指定された水防管理團體(以下「指定管理團體」という。)は、その区域内にある消防機關が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防團を置かなければならない。

3 水防團及び消防機關は、水防に關しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防團)

第六條 水防團は、水防團長及び水防團員をもつて組織する。

2 水防團の設置、区域及び組織並びに水防團長及び水防團員の定員、任免、給與、扶助及び服務に關する事項は、水害予防組合にあっては、組合会の議決で、市町村

組合又は市町村にあつては、條例で、定める。

(都道府縣の水防計画)

第七條 都道府縣知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、都道府縣水防協議会にはかつて、当該都道府縣の水防計画を定め、建設大臣及び國家消防廳長官の承認を受けなければならない。

2 以上の都道府縣に關係する水防事務については、關係都府縣知事は、あらかじめ協定して当該都府縣の水防計画を定めなければならない。

(都道府縣水防協議会)

第八條 都道府縣の水防計画その他の水防に關し重要な事項を調査審議させるため、都道府縣に都道府縣水防協議会を置く。

2 都道府縣水防協議会は、水防に關し關係機關に対して意見を述べることが出来る。

3 都道府縣水防協議会は、會長一人及び委員十五人以内で組織する。

4 會長は、都道府縣知事をもつて充てる。委員は、關係行政機關の職員並びに水防に關係のある團體の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府縣知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各号に定めるものの外都道府縣水防協議会に關し必要な事項は、当該都道府縣條例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九條 水防管理者、水防團長又は消防機關の長は、臨時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上

危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(氣象予報)

第十條 中央氣象台長、管區氣象台長又は測候所長は、氣象の状況により洪水又は高潮の虞があると認めるときは、その状況を建設大臣及び關係都道府縣知事に通知するとともに、必要に應じ放送機關、新聞社、通信社その他の報道機關の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(優先通行)

第十一條 都道府縣知事の定める標識を有する車馬が水防のため出動するとき、車馬及び歩行者は、これに道を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十二條 水防團長、水防團員及び消防機關に屬する者は、水防上緊急の必要がある場所におもむくときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第十三條 都道府縣知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第十四條 水防上緊急の必要がある場所においては、水防團長、水防團員又は消防機關に屬する者は、警戒区域を設定し、水防關係者以

外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることが出来る。

2 前項の場所においては、水防團長、水防團員若しくは消防機關に屬する者がいないとき又はこれら者の要求があつたときは、警察官又は警察吏員は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官又は警察吏員の援助の要求)

第十五條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官又は警察吏員の出動を求めることができる。

(應援)

第十六條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して應援を求めることができる。應援を求められた者は、できる限りその求に應じなければならない。

2 應援のために派遣された者は、水防については應援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による應援のために要する費用の負担は、應援を求めた水防管理團體と應援した水防管理團體との間の協議により定める。

(居住者等の水防義務)

第十七條 水防管理者、水防團長又は消防機關の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理團體の区域内に居住する者水防の現場にある者をして水

防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第十八條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防團長又は消防機關の長は、直ちにこれを關係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第十九條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防團長及び消防機關の長は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 建設大臣、都道府縣知事、水防管理者、水防團長、消防機關の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、氣象官署通信施設、鉄道通信施設、日本放送電報株式會社通信施設その他の専用通信施設を使用することが出来る。

(公用負担)

第二十一條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防團長又は消防機關の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは收用し、車馬その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することとができる。

2 水防管理團體は、前項の規定に

より損失を受けた者に対し、時價によりその損失を補償しなければならない。

(立退の指示)

第二十二條 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府縣知事、その命を受けた都道府縣の職員又は水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

(知事の指示)

第二十三條 水防上緊急を要するとき、都道府縣知事は、水防管理者、水防團長又は消防機關の長に対して指示をすることが出来る。

(重要河川における建設大臣の指示)

第二十四條 二以上の都府縣に關係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、建設大臣は、都道府縣知事、水防管理者、水防團長又は消防機關の長に対して指示をすることが出来る。

第四章 指定水防管理團體の組織及び活動

第二十五條 指定管理團體の水防管理者は、当該團體の水防協議会にかつて、都道府縣の水防計画に應じた水防計画を定め、都道府縣知事の承認を受けなければならない。

(水防協議会)

第二十六條 指定管理団体の水防計画その他水防に關し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置く。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に關し関係機関に対して意見を述べることが出来る。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長一人及び委員二十人以内で組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に關係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各号に定めるものの外、指定管理団体の水防協議会に關し必要な事項は、水害予防組合にあつては組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては、條例で定める。

(水防団員の定員の基準)

第二十七條 都道府県は、條例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

(水防団員の訓練)

第二十八條 指定管理団体は、毎年水防團及び消防機關の水防訓練を行わなければならない。

(氣象予報の通知)

第二十九條 都道府県知事は、第十條の規定による通知を受けた場合においては、直ちに關係指定管理団体の水防管理者及び量水標、驗潮儀その他の水位観測施設(以下「量水標等」という。)で建設省令

で定めるものの管理者(以下「量水標管理者」という。)に、その受けた通知に係る状況を通知しなければならない。

(水位の通報)

第三十條 指定管理団体の水防管理者又は量水標管理者は、洪水又は高潮の虞があることを知り、又は前條の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位をこえるときは、その水位の状況を、水防計画の定めるところにより、關係者に通報しなければならない。

(水防團及び消防機關の出動)

第三十一條 指定管理団体の水防管理者は、水位が都道府県知事の定める警戒水位に達したときその他必要と認めるときは、水防團及び消防機關を出動させなければならない。

第五章 費用負担

(水防管理団体の費用負担)

第三十二條 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(都道府県の費用負担)

第三十三條 この法律の規定により都道府県又は都道府県知事の行う事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

第六章 雜則

(扶助)

第三十四條 第十六條又は第十七條の規定により水防に従事した者がこれに従事したことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、水害予防組合にあつては、

組合会の議決により、市町村組合又は市町村にあつては、條例の定めるところにより、扶助金を支給する。

(報告)

第三十五條 建設大臣及び國家消防廳長官は、都道府県又は水防管理団体に對し、水防に關し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に對し、水防に關し必要な報告をさせることができる。

(資料の提出及び立入)

第三十六條 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するため必要があると認めるときは、關係者に対して資料の提出を命じ、又は当該の職員、水防團長、水防團員若しくは消防機關に屬する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防團長、水防團員若しくは消防機關に屬する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(消防事務との調整)

第三十七條 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議して置かなければならない。

第七章 罰則

第三十八條 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は

撤去した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情狀により懲役及び罰金を併科することゝできる。

第三十九條 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一條の規定の適用がある場合を除き、第十四條の規定による立入の禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四十條 左の各号の一に該當する者は、一万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 消防組織法の一部を次のように改正する。

第三十六條及び第四十條第二項二号中「水災その他の災害」を「水災を除く他の災害」に改める。

4 水利組合法(明治四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第八條中「土地、家屋及組合規約ニ指定スル工作物ヲ所有スル者」を「土地、家屋若ハ組合規約ニ指定スル工作物其ノ他ノ物件ヲ所有スル者及所有權以外ノ權原ニ基キ之等ノモノヲ占有スル者」に改める。

第四十八條第一項を次のように改める。

普通水利組合費ハ土地ニ對シテ之ヲ賦課スルモノトス

第四十八條第二項の次に次の一項を加える。

水害予防組合費ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ第八條ニ規定スル土地、家屋、工作物其ノ他ノ物件ニ付之を賦課スルコトヲ得

が國の河川はおおむね急流が多く、一たび雨が降りますと、一時に出水いたしまして、洪水量のピークを示します。また減水も割合とすみやかでありまして、一時この洪水をさえ防ぐことができませんでしたらば、相当程度の被害を軽減することができず、この水防に対する組織を見ますと、河川法によつて都道府県知事が河川管理の責任を持つてゐるものと、從來からの水害予防組合、市町村等の水防具や消防團または地元部落民の水防組が当つておりまして、活動のための法制としては、消防團等に関する消防法の消火に関する若干の規定を準用してゐるにとどまるのであります。元來、水災は火災と違ひまして、災害の起る場所及び程度も相當予想がつくものであり、作業に必要とする技術もまたたつた消火のそれとは異なつてゐるのであります。さらに堤防法によつて災害をこうむる範圍ははなはだ廣く、ときには二以上の都府縣にもまたがることがあるのであります。これに対する防禦は、現状のごとく單に地元各市町村の自由に放擲するといふことは絶対にできないのであります。そこでこれらの考慮のもとに、今回水防制度の現狀を統一しなければならぬ、水防活動に基礎を興えることがどうしても必要と考えまして、水防法案を提出した次第なのであります。

の作業は地元の判断に従つて、現存の消防その他の組織を利用するなり、新たに水防團を設けるなりして行ふこととしました。そして、知事が指定する重要な組合、市町村等と都道府縣とはそれ／＼水防計画を策定いたしました。これに従つて水防を行ふわけでありまして、水防活動については、これを便宜ならしめるために緊急通行、警戒区域の設定、公用負担、非常通知等若干の非常事態における権限を規定いたしましたのであります。なお平素都道府縣や國が工事を行つてゐるような重要な河川等については、管理責任者が最も実情に明るいため、特に必要なときには知事及び大臣は水防について指示を與えることができるように規定いたしました。ほかに、訓練や死傷扶助等についても、若干必要な規定を置きました。そしてこれらを実施する費用については、原則として地元市町村の負担と考へております。

以上は構想の概要であります。水防制度をすみやかに整備するために十分に御審議をお願いいたしまして、すみやかに御協賛あらんことをお願いする次第でございます。

なおお手元に差上げておきました水防法案の第二十九條の項におきまして、「第九條の規定による」とあるところを「第十條の規定」と御訂正を願ひます。

○淺利委員長 本案に対しましてはこの程度にとどめます。

次にこの際一言御報告申し上げておきます。本委員会において、予備審査中の特別都市計画法の一部を改正する法律案につきましては、一昨二十八日参議院を通過し、同日本委員会に付託と相なりましたので、この際御報告申し上げておきます。

○淺利委員長 次に特別都市計画法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に移ります。

○瀬戸山委員 簡単に御尋ねをいたしておきます。從來の特別都市計画法の全部に対する補償の規定を今回のように改正されますことは、憲法の趣旨に適するといふことであらうと思ひますが、問題は今回の改正の要点になつておりますところの都市區画整理施行の前後という區別と、それから補償に對する財政的と申しますか、財源の措置といふ点について、一應お伺ひいたしたいと思ひます。

○財津政府委員 補償に對しまする財源は、二十四年度においては、まだ事業の進捗上さういつた箇所があまり生じないと思ひましたので、これを計上しておりましたが、二十五年度以降に計上する考えでおります。

○瀬戸山委員 今度の改正によりまして、土地の區画整理後の宅地の價格の總額がその前の價格に不足する場合に、これを補償する。區画整理は各地別に整理してやられるというのです。前後というものは大体いつを基準にしてやられるのであります。現在のうちにきかれて物價の変動のありまと思ひますので、お伺ひいたしておきます。それからこの土地の評價は、もちろん委員会にかけてやるということになつておりますが、ある程度の一般の基準を示めされるのであります。それからその土地の事情によつて、その当時の相場によつてきめられるという大体的方針でありましょ

うか。

○財津政府委員 最初の御質問は、區画整理を施行する前とあとを、いつをもつてきめるかというお話かと思ひますが、區画整理施行前、つまり工事着手をいたします前、それを前と言つて、工事が完了しました後を後と言つておきます。その間の間に現在のやうな情勢であります。土地の價格の変動があると思ひます。この点で御質問が出たのじやないかと思ひます。これは増進率の中に見ないのであります。従ひまして、土地價格がこの法律で上ると言ひますことは、區画整理をいたすことによつて土地の値打が上る。その値上りだけを見るという意味でございます。それから第二の土地の評價でございますが、これは予算によりまして、平均と言ひますか、大体的の標準は示されるわけでございまして、しかしこれは大体的の標準でありまして、その土地々々によつて多少の差異は出て來るかと思ひます。

○淺利委員長 ほかには御質問ございせんか。――それでは質問はこれで打ち切ります。御異議ありませんか。

○淺利委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○淺利委員長 それでは打ち切ります。

○淺利委員長 次以前に引続きまして、建設省の機構改革の件を議題といたします。当局に對する質疑を継続いたします。本日は閣議があるためにかねて要請しておたいた各國務大臣が見えられませぬ。ただいままでに出席になつておられる政府委員は、建設當局のほか、農林省の開拓局長並びに林野局長官であります。この兩政府委員に對して御質問がありますれば、この際質問をいたしていただきたいと思ひます。――大臣がお見えでありませんから暫時休憩いたします。

午前十一時一分休憩

午前十一時五十分開議

○淺利委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

当局に對する質疑を續行いたします。商工大臣が出席になりましたから、今村忠助君。

○今村(忠)委員 商工大臣にお尋ねいたします。政府では現在各省の行政整理をいたすべく準備されておられるのであります。御承知の通り石炭は、植民地を失つて、ほとんど國內の出炭量では、産業方面の需要を十分満たし得ないといふ実情によりまして、勢ひに動力を求めなければ、産業の復興にも不十分であり、やがては八千万の人口を養ふといふことを考へて参ります。いかほど國民が耐乏生活いたしても、なおかつ八千万の人口をささへることは、この産業をもつてしてはできぬと思ひます。どうして日本で取残されておるものは、何といつても、電源を開発して、水力電氣によつてこれらの不足を補つて行く、しかもそれが、できるだけこの河川を利用して電源開発をいたして参るということではなければならぬと思ひます。ところが實際問題といたしまして、領土の狹隘な日本が、電源開発に急ぐべき果されま電氣だけを得るという目的は果されましても、これによつて非常に他に影響を與えて、わずかな耕地を失つておるという例がはなはだ多いのでありま

す。商工大臣は御存じだろうと思ひますが、われ／＼建設委員の者も、つい数日前、愛知縣から長野縣の調査に参つて、天龍川の泰阜發電ダムによる近村數箇村の被害の状況なども調査し、犀川におきます幾難ダムの被害等のことも、つぶさに調査して参つたのであります。この起る原因が、われ／＼はいわゆる建設行政を一元化してない点にあるのだと思ひますが、商工大臣はこれに對してどうしように考へていられますようか。

○稻垣國務大臣 今の御質問であります。が、むろん今後電源開發という問題が非常に重要な問題でありまして、またわれ／＼はぜひこれを促進して行かなければならぬと、かように考へておるのであります。御承知の五箇年計画におきまして、大体二千億を予定して、百十五萬キロを開發して行きたい。この場合に、ただいまお話の、他の建設事業と一元化してない点があるのではなからぬかという御疑念であります。電力をどう開發するか、あるいは需給の程度、それからまたこれを需給するところの地域の問題、その他の問題につきまして、いわゆる電源開發の企画という観点から申しますと、どうしても電力行政を取扱つておられますところの官廳である商工省がこれに當ることが最も必要だと、かように考へておるのであります。また実際にこれが建設につきましても、事實施工させますところは、あるいは日發であるとか、あるいは場合によりますれば、こゝういつた大きな電氣事業というものは、今後は外資を導入して、そゝういつた方面に建設をゆだねる、こゝういつた問題もあると思ひます。

いつた点は、すべていわゆる全般的な電力需給というものと見合つて、われわれのところでは計画を立てて行かなければならぬと思ひます。ただ、今言つたような問題が起る場合も想定されますので、これについては、それぞれ農林省なり、あるいは建設省なり、そゝういつたところと十分の連絡をとつて、これをやつて行くことが必要である。しかしながら、根本の計画その他は、これはどうしても電力の現業官廳であるわれ／＼の方がこれをやるべきことが至當である。かように考へておるわけでありまして。

○今村(忠)委員 續いてちよつとあらじめお尋ねしておきたいのであります。が、政府では今回は主として一應の行政整理、支出の面の節減というやうなことに着眼をなされて、追つて行政機構改革審議會によつて、なお行政機構の合理的な改革というものを將來にたして参りたいという意向にあるやに承つておるのであります。が、從來もいろ／＼の点から、各省のセクシヨナリズムというやうなものが非常に強固であつて、これは私は、日本民族の一つの特性であるかと思ひます。が、私はこゝで民族論を何もくどくどしく申し上げるわけではないのです。が、歴史的に、各地域的にわかれておつたということが、いわゆる一つは政治的な意味においても、自然的な山野によつてわかれたというところから來たんじゃないかというやうな、いろ／＼な原因もありましようけれども、要するに、明治以來今日を通じて、常に行政機構改革の問題になりますと起きて、來る問題は、いわゆるセクシヨナリズムがいかに根強いということを痛感

するのであります。が、大臣はこれに對して、今までの政治生活上多少の所感もあらうと思ひますが、それをひとつ承りたい。

○稻垣國務大臣 これは私、今村委員のお説にまつた同感であります。私には、商工省を引受けましてから非常に日が浅いのでありますけれども、その点は、從來官におりませんでしたときと同じやうに、やはり今日各省において、いわゆるセクシヨナリズムの考え方が非常に深いという点は、まつたく御同感であります。そゝういう意味合いで、いろ／＼の問題について、これははたしてどの所管に屬せしめたがいゝかといつたやうな問題が、種々あると思ひます。われ／＼の省內においても、相當あると私は思ひます。こゝういふ点については、ひとつ各官廳に關係のない、全然離れた、いわゆる行政機構審議會において、根本的にこれを調整することが最も必要であらう、こゝういふことを考へております。この点については、今村君とまつたく同様の考へを持つております。

○今村(忠)委員 私算聞にして、今回改組されます通商産業省の詳しい機構、内容というやうなものをまだ存じていないのであります。が、一体商工省を通商産業省と改めるところの主眼点はどこにあるのでございませうか、簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○稻垣國務大臣 いわゆる仕事を内容的に申しますと、從來の商工省というものと、それから貿易廳、そのほか外局がありますが、これを一体にするということでありまして。しかし今回は、そゝういつた二つのものを合せて一つに

するといふことではなくて、今後の日本の産業行政が、從來のように内國産業、内國の生産といふことよりも、經濟自立を急ぐために、輸出といふものに重点を置く、貿易といふものに重点を置くといふ考へ方から、貿易重点主義の機構といふものを実はこしらへたわけでありまして。そこで各從來の原局、すなわち鐵鋼局、あるいは化学局、その他現局がありますが、そゝういつた原局は、生産の面も取扱ひますが、輸出も同時にこれを行う。こゝういふ形で、從來生産だけをやつておつた原局が、貿易廳を通じて輸出するといふ形の手續を省きまして、原局自体が輸出の面にも直接に關係する、こゝういつた形に機構を改めたわけでありまして。ただ輸出に關連のない基礎産業でありますところの、いわゆる石炭でありますとか、あるいは電力でありますとか、あるいは鐵山であるとか、そゝういつたものはこれを資源廳に一つにまとめまして、これを外局としてこの生産を履行して行きたい。通商産業、輸出産業を促進いたしまして、いわゆる資源の開發は特に必要でありますので、これは資源廳といたしまして、その中にこれらの三つの仕事をまとめ、こゝういつた形に相なつておるわけでありまして。そのほか特許局でありますとか、中小企業廳でありますとか、工業技術廳といつたものは、これはまた外局といたしまして、それ／＼産業の促進のために別に設けておる。こゝういつた形になつておるわけでありまして。

○今村(忠)委員 今回通商産業省といふやうなものが設けられて、わが國当面最も重要視するところの貿易を盛んにするといふことは、われ／＼もまことに同感でありまして、私も多年そのような面の研究にも當つて來たのであります。が、考へますと、この一般事務と技術面の調和といふことが、最も必要なことであります。同時にまた最も困難な点である、こゝう思つておるのであります。そこで実はわれ／＼担当しております建設省關係におきましては、敗戦後の日本を再建するのには、どうしても國土を復興させるといふことが、開闢させるといふよりも、最も最初に大きな力を加へて行かなければならぬ面である、こゝう思ひます。そしてそれがいわゆるば／＼な立場から力が入れるのでなくて、総合的に、一元的に力が加へられて行かなければならぬ、こゝう思ひます。そこでまず治山治水といふやうな立場から考へて行きますと、どうしても山の上の水の出るところから海にそそぐところまでの、これを一貫して、あらゆる技術とあらゆる機械力を利用いたして参らなければならぬ、こゝう思ひます。御承知の通り昨年一昨年も東北地方には繰返して恐ろしい災害を見ただけであります。その場合にわれわれはいつでも痛感することは、これらの建設行政といふものが各省にまたがつておつて、いわゆる力の入れ方がどうしても総合的、統一的に行われておらぬといふことが大きな弊害である、こゝう思ひます。さきに戦災復興院が建設院となり、建設省となつて來る際において、われ／＼は繰返してこの必要性を説いたのであります。が、残念でありましたけれども、當時は御承知の通り連立内閣であり、しかも何かしら解散が目の前にあるといふやう

な感じのするときでありまして、おちついて政治が行われない、日本の國土再建の上にはなはだ脆弱な政治力である。どうしても日本を再建するのには、一つの安定した政治力をもつて、眞剣にかかつてもらわなければならぬというのが國民の要望となつて、今回民主自由党が絶對過半数を與えられたというのは、私はこの國民の要望から來ておるものと思つております。従つてこの内閣においては、いわゆる敗戦後の日本再建設の大きな努力をいたして參らなければならぬと思うのでありまして、その場合において、私は先ほどもあらかじめお聞きしておいたように、どうしても行政機關においても、あらゆる旧來の陋習を破つて、最も合法的にして行かなければならぬと思うのであります。ところがなか／＼セクシヨナリズムは根強く、一旦何か形ができてしまつと、ほとんどこれを改めるということは、なか／＼容易なことでないと思つております。大臣みずから言われる通り、私はこれは大きな問題だと思つてあります。ところが幸いといえますか、商工省は今回貿易を重点とするところの一つの省に改組されるのでありまして、最も力を入れて參らなければならぬという立場から考えますときに、実にその建設行政の一元化し、一本になつて行くというこの面とのにらみ合せから考へて行つて、私は現在商工省の所管であるところのいわゆる電源開発の仕事は、建設省に移すことが、だれがどう考へても最も合法的なものである、こう思つてあります。そうしてその時期はいつであるかといへば、將來において行政機構の審議會等をつくつて合

理化すとはいいますけれども、今新しく通商産業省をつくるというのときでありますから、当然切り離して建設行政一元化というところへ持つて行つた方がいいと思われるところの電源開発の仕事は、私はこの際建設省に移すべきものではないかと思うのであります。これは單に私一個の考えであります。第一國會以來、建設委員は繰返し繰返し、先ほど申す通り、復興院から建設院、建設省となつて來る間、政府當局者それ／＼に質問いたしまして、これは政治力にまたなければならぬといひ、恐ろしくセクシヨナリズムに閉じこもつて困つておるといふことを、それ／＼の担当者から聞いて來ておるのであります。實に私は好機至れりと思ふのであります。いわゆる商工大臣の英斷によつて、なるほど省内にはセクシヨナリズムの立場に立つて、やはり從來あつたものを確保して行きたいといふ、おそらく希望どころでない、要求やら運動やらもあるうと思ひますが、この際建設行政を一本にして、敗戦後における日本の再建設に努力する商工大臣みずから協力してくれという立場に立つていただくのに、これは何よりいい時機だと思ふのであります。私たちは委員会という立場から、この際商工省所管のいわゆる電源開発のものを、建設省に移すべしという信念に立つて、意見はほぼ一致しておるのであります。商工大臣にこの英斷ありやいなや、この際承つておきたいと思ふのであります。

○稻垣國務大臣　私は先ほども申し上げましたように、セクシヨナリズムの問題でいろいろ点があるということ、を十分承知いたしております。またそ

ういた事柄について、他省に譲るべきもの、あるいは他省からこちらへ一元化した方がよろしい、こういうたものについては、遠慮なく自分の考え方を申しておるつもりでありまして、いわゆる事務官僚の人たちの意見には全然私は動かされておらぬことを、まず先に申し上げておきます。そこで今の問題であります。これが通産省になつた機会、いわゆる貿易を主眼とした場合、これはいい機会じゃないかというお話もあるようですが、私は根本的に少し考え方が違つてゐるのであります。このいわゆる通産省が貿易を中心として今後やつて行くことのために、どうしても基礎産業でありますところの石炭なり電力なり、あるいは鉱山なり、こういうたものについては、これは十分通産省自身がその実態を把握しておるということがどうしても必要なのだ、こういうことを私は固く信じておるのであります。今の電力の問題につきましても、電力の分布あるいは電力の需給その他からいたしたとしても、どうしてもこの企画については商工省がこれを握つておくといふことが、産業復興のために絶対に必要だ、こういうように私は考えておるのであります。但しこれは何といましか、全体の治山治水なり、あるいは農林関係、その他の面におきまして必要な場合には、共同調査機関あるいは共同の連合機関なりを設けてやつて行く、ということとは、ぜひやつて行きたいことだと私は思ふのでありますけれども、いわゆる電源の開発に関する根本的な考え方、企画といったようなものには、どうしても産業行政を中心として進められなければならない、こういう

ことを私は固く信じておるものであります。

○今村(忠)委員 物を製造する基礎的なものを握っておきたいという御希望は十分われ／＼にもわかるのであります。が、われ／＼の主張するのは、今申した通り、治山治水という立場で考えられて来れば、山の上から港に出る間までこれが完全に河川の改修等をいたして、被害をなからしめるように努力いたして参るのであります。が、現実にもう至るところに、たとえば先ほど例をとつた通り、天龍川の泰卓の発電ダム、犀川における発電ダムのできた結果、川敷が上つてしまつて、少し雨の多いときには、常に氾濫して、堤防の決壊、あるいはこれ乗り越えて、数箇村の美田を水びたしにして、流している実情がある。なるほどいわゆる自分の必要なものを全部押えて行こうと、ということについては、われ／＼も了とするのであります。が、そのために恐ろしい被害を住民に與えておるといふ事實について、何とかな反省がなければ、一方の目的は果たしたけれども、一方においてはそれ以上の被害を興えておるものがあると思う。これがすなわち私があらかじめお断りしておいた一つのセクシヨナリズムの考え方だと思う。もし貿易というものをどこまでも一貫的に自分の手で押えてやつて行こうといふならば、船も用意しなければならぬし、生産した品物を運んで来るところの汽車も自動車も用意しなければならぬ。いわゆる各種各様の立場から見なければならなくなるのであります。ところが電源開発がたま／＼昔から商工省にあつたからという理由をもつて、これを確保して行きたいといふの

が、私が先ほど來お断り申し上げておいた通り、日本民族の最も欠点とする一つのセクシヨナリズムだと思ふのであります。私たちはどうしてもいわゆる建設行政の一元化という立場から見れば、電源開発をどういふように活用するかという仕事は、商工省に残されるべきだと思いますし、われ／＼も残して行こうと思います。いかにしても今日のようにすでに各地にあるようなダムをつくつたことによる被害をこのままにしておつたならば、おそろくもう日本各地から怨嗟のまゝとなつて、恐ろしい一つの運動が起きるであらうと思ふ。御承知の通り、公共事業費中、災害復旧の費用は、はなはだわれ／＼の満足するだけのものは來ておりません。おそろく今年にもいづれかの地において風水害の厄にあつたものがあろうと思ふ。われ／＼は年々歲々この事実に悩まされて、何とかこれを根本的に直して参りたい。それにはどうしても従來のように、あの大きな川の流れをそのまませきとめるような、一つの方法による発電ダムの形式は、根本的に考えなければならぬ。天龍川の泰卓の一例をとつてみると、あれに多少のくふう努力をいたして見たところで、とうていあのダムによる川敷を上げて來たものとは、私は修正し切れないと思ふ。これは随所に――聞けば二十三箇所とかに発電計画がGHQ側の了解を得てできるやに聞いておりますけれども、商工省が電力を必要とするというやうな立場から、またこれを繰返してやれば、全國にまた二十三箇所の災害地をつくると言つて、ほとんど違ひがないくらいのものであらうと思ふ。これを考えた場合に、どうしても私はこの建

設行政というものは、総合的に一本化するということ、敗戦後の日本國土再建設の上に最も基礎的な條件だと思ふ。クラッス大佐が赴任に際して、日本の荒廢した國土を見て、自分がなさねばならぬ仕事は、どうしても日本のあらゆる建築技術と建築機械力を総合統一して、荒廢に陥っている國土の再建設に当らなければならないという述懐を述べられたことがありますが、爾來われ／＼は先ほど申しましたように、院が省となるあの際にあつたつて、本委員会は常に時の政府にかようなことを要望したわけではなく、決議案にまで出して要求しておるのであります。まことにいい時機でありまして、先ほど來繰返して言うようであります。が、行政機構の審議會等を設けて、將來においてさうなことは何とか善処しますというところは、われ／＼はあまりに聞き過ぎておりましたので、幸ひにして商工省の大改組の行われる時機でありますから、電源開発の仕事だけ、いわゆる建設面だけを建設省に進んで譲られてほしいと思ふ。これが實際必要な面の配給関係上のいろ／＼の方法というところについては、貿易品の生産に有利にこれを考えるというようになつて行こうという立場に立つたものではあります。どこまでも建設行政の総合一元化というところにあるのであつて、その点はぜひひとつ大臣においても、よくかような現実のもとにあることも御勘案くださいまして、われ／＼委員会には必ずしも常に政府と方針は一緒に参るものではないと存じます。独自の立場に立つて理想的な建設行政の一元化に努めたいと考えておるものであります。

すでに省内等のいろ／＼の御協議などもあつて、大臣みずから今日この席において方針をかえるというところにはいかぬと思ふのでありますが、どうか院議によつてさうなことの實現をして参るということについては、ぜひともこの大きな國土再建設という立場に立つて、御協力のお力を願ひたいと思ふのであります。

○稻垣國務大臣 今村委員のお話のことばよく承りました。院議で承るに承りましたことは、これを尊重いたします。ただ先ほど申し上げました通り、いわゆる電氣企業の企画といふものについては、どうしても商工省がこれを把握することが必要であるといふことを固く信じておることだけはつけ加えておきます。

○村瀨委員 商工大臣に、二お伺いをいたしておきたいと思ふのであります。企業整備が、当然商工大臣の御管轄部面にもこれから行われると思ふのであります。行政整理も当然に必然となつて来るのであります。そうしますと、失業対策といふものが当然浮き上つて来るのであります。本委員会におきましては、日本の再建は完全雇用がどこまで果せるかどうかという点にかかつておるということをお前々申し上げておりますが、その観点よりいたしまして、今後公共事業を統一的、総合的に處理して行くのが、いわゆる企業整備、行政整理に対する失業対策の面から有利ではないかとわれ／＼は考へるのであります。この点に対する商工大臣の御意見を承りたいと思ふのであります。

もう一つは國土計画にいろいろありますけれども、今一番大事なこと

は、源から海に至るまでの河水の統制といふものが一番大事ではないかといふことを考へておるのであります。これに對しましては商工大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○稻垣國務大臣 村瀨委員の御質問は大分所管外の問題が多いように存じますので、ただ私の意見はどうか、こゝういふお尋ねと解釈いたしました。お答えいたします。公共事業の問題を一元化したらどうか、こゝういふような御質問のようになつて存じます。一元化すべき点はむしろ一元化してやるのが最もよろしいと存じます。それ／＼の所管に於ては、たとへば公共事業をいふたものがはたして一元化して行けるか、どうか。おの／＼の理由があると思ふのであります。できるだけ一元化することには私は賛成いたすものであります。すけれども、しかしながら必ず一元化すべきでないようなことも多々あるのではないかと存じます。

それから第二の御質問の河川問題も同様と私は存するのであります。ただそれ／＼所管が私の方に直接関係があるりませんから、それ／＼の事務の内容に於ては存じませんので、詳しく申し上げるわけには行きませんが、前にお答えしたと同様の意味において、なるべく一元化させることが必要ではある管において特殊の事情もあると存じます。私も原則には異議はないと存じます。

○村瀨委員 先ほど今村委員のお尋ねに對しまして、電源の企画だけはあくまで守つて行きたいという御答弁であつたのであります。電力供給を商工省または今度の通商産業省で確保なさるといふのは、これは当然かと思ふのであります。問題は企画の限界をどの点までお考へになつておるかという点になると思ふのであります。今村委員も建設面を確保すべきではないかといふ御意見であつたと思ふのであります。が、この電源の企画といふ点の限界はどこまでお考へになつておりますか、お答えを願ひます。

○稻垣國務大臣 電源の建設は、これは政府が直接やるわけではございませんので、たとえば企画をつくりまして、さうして現在では大体日発がこれをやる。あるいはある場合には自家発電をなされるところのものは、その自家発電の建設の部面は会社に全部担当してもらつてあります。

それからまた、先ほどもちよつと言及いたしましたように、場合によれば外國会社が外資導入の形において建設をするという場合もあると思ふのであります。政府自身が直接建設の仕事に當るといふことは、今後ないと思ひます。政府自身が直接建設の仕事に當るといふことは、今後ないと思ひます。大体今日、日発なりあるいは各自家発電の方は、その出願者がこれに當るといふことになると思ふのであります。その発電量その他、いわゆる企画については商工省がこれに當り、さういふ実施の面は民間会社がこれに當ることになると私は存じておるのであります。

○村瀨委員 私たちは、河川統制の問題よりいたしまして、先に今村委員が述べたお述べになりましたように、一箇所に統一して災害を防ぎ、國土の開発に當るといふことが非常に大事だといふ点よりいたしまして、この電源開発

の建設面は、当然建設省に統一すべきではないかという考へを持つてゐるものであります。またいろいろ失業対策等、かつて匡救土木事業を行ひまして、失業の救済をした事例もあるのであります。さういふ事態にいつ當面しないとも限らないという観点よりいたしまして、ここに建設省の改革をする場合に、公共事業に屬する範圍の河川統制、いわゆるある程度の電源の開発も含んだものを統一したいという点にほかならないのであります。電力供給までも建設省が當るべきであるといふような考へは、毛頭持つていないのであります。要はどういう方法にすれば國土の再建が一番早くできるか、生産部面の増強が一番早く目的に達するかどうかという点にあるのであります。この電源の企画といふ点につきまして、まだ少し實際の面にはつきり線を引きたいと思ふのであります。この点につきまして、この際の大建設省をつくりたいと思ふのであります。今いろいろ制度の調査等をしてゐるようでありますので、この際できない場合は、この次には通商産業省におかれまして、この河川統制と公共事業とを統一するといふ点に、十分御了解を得たいといふ希望を申し上げておく次第であります。

○淺井委員 ほかにも御質問はあります。それは商工大臣に對する質疑はこれで終りました。次に農林関係の政府委員が見えておりますから、農林関係の御質問があればこの際していただきます。

○松井委員 私は非常に遅刻しまして、私のお伺いしようと思つた問題

も大休委員各位から御質問されたと思つておりましたが、ただ私は本日農林大臣にお伺いしようという考えを持つておつたのでありますが、開拓局長さんがおいでですので、開拓局長さんにお伺いしようと思つておりました。どうぞ明確なる御答弁を願います。

われ／＼は第一國會當時からこの建設委員をやつておりました。當時は國土委員會と称せられておりましたが、この建設委員會のやる仕事は、言うまでもありませんが、第一國會當時から全國的に、かつて想像のできない災害をこうむつて、その災害の復旧工事を中心とするところの予算をとるべく、

今日まで關係所管大臣及び關係官廳に對して、委員長を中心にあらゆる關係の人々と努力をいたしましたけれども、今日まだ予定の工事が進捗いたしてありません。全縣下を調査しても、ほとんどまだ五、六割、いいところで七割程度であります。わが群馬縣のごときは、すでに河川改修工事、復旧工事、あるいは治山治水のための砂防工事の問題やら、これらの問題が完成しないとなつております。先日縣會が総辭職しようというふうな決意をされました、多数が議會へ陳情に参りましたけれども、群馬縣一縣が災害復旧予算の關係で崩壊するといふことはなか／＼重大でございます。これらは河川、道路、橋梁、治山、治水、砂防關係の所管の人たちが、ほんとうに一丸となつてやつていただきたらば、もう少し進行したのではないかと信じております。御承知のごとく、まず現地の調査をいたしますと、露骨に申します、

が、非常になお張り争ひをやる。また

人夫の募集にあたりまして、農林關係では一日百五十円として、その上に還元配給米を一人に五合やるとか四合やるとか言つておるのですが、そういうことが建設省を中心とする非常にまじめな工事を担当する人々に悪い影響を與え、工事關係に支障を來たしている事實がある。現場を放棄してそのまゝになつておる事實がある。また予算關係も……

○漢利委員長 ちよつと松井君、今は機構の問題を審議していただくことになつておりますから、農林關係の機構に關する質問を願いたいと思ひます。

○松井委員 それでは今申し上げたことは一應御参考までに御了承願つて、とにかくわれ／＼としては、この際この機構を一元化していただくたい。そうしなければ災害復旧工事の根本的対策は立たない状態になつておることは、私が言うまでもございませ

ん。これは農林當局がやつてゐることの中にも、建設省が常識的に担当すべき部門のあることを私は信じておりますが、この關係については、いろいろ各委員からも言われておりますが、この際はどうしても機構を一元化して、ただいま申し上げたことは御参考であります。かゝのごときことのないようになつていただきたら、こういうことを考えるものでございます。そこで農林省が担当しておりますこの部門に對しましては、たとえば砂防事業は元は旧内務省において一元的に施行せられていたのですが、明治三十四年以降は内務省及び農林省に二元化せられまして、今日におきましては砂防事業の現場の状況は、一箇所に対して同種の工事が両方で無計画に施行せられる場合

もあり、治山治水上効果のない現状になつておる。現在農林省において行われておる山林砂防は森林經營の部面にとりましてはほとんど關係が薄く、崩壊溪流部及び山腹崩壊地に行われておる。この砂防は土砂を食いとめることを中心とするものでありますが、この二元的な砂防工事の施行は、治水の総合計画を困難にして、工事のむだはも

ちろん、資金、資材及び労力の分散を招來し、國策的にも損失大にして、一元的砂防工事施行は治山治水政策の観点から絶対に必要であると思ひます。以上要約すれば、一元化することによつて左の特長があると思ふ。たとえば計画の一貫性が保持できる。また現地調査の上においても重複が避けられる。また資金資材、労力の分散も避けられる。両省技術者の觀點の相違から、同一目的の構造物の計画設計施行の不統一または重複を來すようなことも避けられる。なお國費の節約もできる。また地方民の迷惑することも除去できる。以上のような点から、大乗的見地からこの際ぜひ建設省が機構を一元化して担当するようにしていただきたいという希望を申し上げる次第であります。この点について明確なる答弁を願ひたい。

○伊藤(佐)政府委員 災害關係と砂防關係、両方にわたつての御質問でございますが、砂防の關係は私の方に屬しておりませんので、前の方だけを答へ申し上げたいと思ひます。なお林野局長官も参つておりますから後刻出席すると思ひます。災害關係の予算は一元化して各省が一緒になつてやつたら、もつと予算もとられたのではないかと、というお話でございますが、その点

につきましては、御承知の通り今度は最初には相當大きな災害復旧の予算が経済安定本部がとりまとめまして、出されておつたのでございしますが、例の九原則、ドッジラインの結果、全体の公共事業費が五百億に縮められました結果、災害の予算そのものも、ある程度圧縮せざるを得なかつたというのが実情でございます。なおこの一元化の問題であります。私の方の關係について事務的に考えておることを申し上げます。これは昨年申したか申し上げたように思ふのでありますが、結局開拓の關係を申し上げますと、灌漑排水、あるいは災害復旧關係の直接間接の耕地の復旧あるいは改良を目的としたものは究極の目的といたしますが、それは食糧の増産、それから現在の供出制度のもとにおいては、供出の確保というところが究極の目的でありまして、これらのものを現在農林省においてやつておるのであります。食糧の増産、供出の確保をはかるためには、どうしてもこれと密接不可分の關係のあるこれらのものをつくり出す耕地の改良、災害の復旧というふうなことは、これは農林省において計画し、実施するといふことが、どうしてもこれらの目的を達成する上に必要ではないかというように考えられるのであります。もつともほかの仕事との關係、治水の方面、利水の方面、電源開業の關係は、これは十分考慮いたさなければなりません。現在事務的には、そういう点で一昨年あたりからおもな河川について逐次範圍を拡げておるのでありますが、経済安定本部が中心になりまして一つの河川の上から下までの治水及び利水

という点から、それ／＼関連した密接な計画を立てまして、それらの実行はそれ／＼の部面を担当する、さような方向でたまたま実施しておる次第であります。

○松井(豊)委員 御趣旨はよくわかるのであります。また開拓局が食糧増産に御努力くださることも、今日まで各地を調査してよくわかつておるのであります。なおこの機会に一言申し上げたいことは、河川の改修工事は建設省の担当でありまして、最近の水害は戦争當時の山林濫伐が原因をなしておるというのを聞いております。そこで開拓團の人たちが、どこの山であらうと、どこの土地であらうと調査して、何町歩を何人の入植者でやるといふことで、地元ではこの山林を伐採すると、今後雪だけ増水のときに大きな影響があるといふことで非常に反對をしておりますけれども、遂に法規の許すところによつて山をはだかにしたところがある。私は行き過ぎであると思ひますが、これが今日の河川改修、農耕地の復旧を必要とする大きな原因になつておる。これに關連して、もしこの機構を一元化されて、建設省を中心にして方針をお立てになるならば、必ず河川の根本問題は一應解決する。そして開拓局を中心とする農耕地の復旧も、あるいは林野局の砂防工事また商工省担当の電源開業の關係も、これらはどうしても一元化して、予算も一本にまとめて、それを担当する技術者も一体となつて、総合的にやるべきであると思つております。これは國家的見地から、この行政整理をなさる機会に、もしこの時

につきましたら、御承知の通り今度は最初には相當大きな災害復旧の予算が経済安定本部がとりまとめまして、出されておつたのでございしますが、例の九原則、ドッジラインの結果、全体の公共事業費が五百億に縮められました結果、災害の予算そのものも、ある程度圧縮せざるを得なかつたというのが実情でございます。なおこの一元化の問題であります。私の方の關係について事務的に考えておることを申し上げます。これは昨年申したか申し上げたように思ふのでありますが、結局開拓の關係を申し上げますと、灌漑排水、あるいは災害復旧關係の直接間接の耕地の復旧あるいは改良を目的としたものは究極の目的といたしますが、それは食糧の増産、それから現在の供出制度のもとにおいては、供出の確保というところが究極の目的でありまして、これらのものを現在農林省においてやつておるのであります。食糧の増産、供出の確保をはかるためには、どうしてもこれと密接不可分の關係のあるこれらのものをつくり出す耕地の改良、災害の復旧というふうなことは、これは農林省において計画し、実施するといふことが、どうしてもこれらの目的を達成する上に必要ではないかというように考えられるのであります。もつともほかの仕事との關係、治水の方面、利水の方面、電源開業の關係は、これは十分考慮いたさなければなりません。現在事務的には、そういう点で一昨年あたりからおもな河川について逐次範圍を拡げておるのでありますが、経済安定本部が中心になりまして一つの河川の上から下までの治水及び利水

という点から、それ／＼関連した密接な計画を立てまして、それらの実行はそれ／＼の部面を担当する、さような方向でたまたま実施しておる次第であります。

○松井(豊)委員 御趣旨はよくわかるのであります。また開拓局が食糧増産に御努力くださることも、今日まで各地を調査してよくわかつておるのであります。なおこの機会に一言申し上げたいことは、河川の改修工事は建設省の担当でありまして、最近の水害は戦争當時の山林濫伐が原因をなしておるというのを聞いております。そこで開拓團の人たちが、どこの山であらうと、どこの土地であらうと調査して、何町歩を何人の入植者でやるといふことで、地元ではこの山林を伐採すると、今後雪だけ増水のときに大きな影響があるといふことで非常に反對をしておりますけれども、遂に法規の許すところによつて山をはだかにしたところがある。私は行き過ぎであると思ひますが、これが今日の河川改修、農耕地の復旧を必要とする大きな原因になつておる。これに關連して、もしこの機構を一元化されて、建設省を中心にして方針をお立てになるならば、必ず河川の根本問題は一應解決する。そして開拓局を中心とする農耕地の復旧も、あるいは林野局の砂防工事また商工省担当の電源開業の關係も、これらはどうしても一元化して、予算も一本にまとめて、それを担当する技術者も一体となつて、総合的にやるべきであると思つております。これは國家的見地から、この行政整理をなさる機会に、もしこの時

期を誤れば、今後なか／＼その目的を達成することはできませんので、このときにこそ、ぜひ一元化することを私は強く希望する次第であります。

○伊藤(佐)政府委員 たいだいまの開拓関係について申し上げますが、たいだいまのお話のように、終戦後相当急速に手を動かしてやりましたため、お説のような箇所もたしかにあると存じますが、そういう点を是正いたしましたために、その後いろいろと林野局方面と相談をいたしました結果、昨年の九月以来開墾をいたしました結果は、地元でも技術者を組織する審査会をつくり、これは縣単位のもの、郡単位のもの、あるいは開拓関係、一般土木関係、それから農産関係というような、各専門の技術者が一つの審査会をつくりまして、それらの技術者の団体によつて、現地について現実にこれならば開墾いたしても、他に悪影響を及ぼさないというような所を初めて——現在の法律ではそういう所を政府が買い出すには、縣なり町村なりの農地委員会が買収の決定権を持つておるのでありますが、それらの技術者の審査会がよろしいというものに限りまして、農地委員会に於いて買収をいたす。かように改めたのであります。従いまして最近におきましては、以前のような、お説のような点は是正をされておることと思ひます。ただいまその点だけ私からお答え申し上げます。

○淺利委員 農林大臣が見えましたが、大臣に対して何か御質問がありますか。

○今村(忠)委員 農林行政の大先輩であります森大臣に一つ教えをいただきたい

と思ひます。

終戦後治山治水水面が等閑に付せられた結果、おそるべき災害が繰り出たところでありまして、災害予防施設というべきものが不十分であつたといふことはもとよりでありますけれども、一、燃料不足による濫伐、並びに海外からの引揚者あるいは戦災者等が多数出た結果起つて来た開拓等が、はなはだしく河川氾濫の大きな原因になつたと、私たちは考えておるのであります。一、農林大臣はこれらに対してどうお考えでありますでしょうか。

○森國務大臣 今の点にお答え申し上げます。お話の通り戦争中森林が濫伐過伐になりまして、ことに労力の不足から施業案を立てまして、伐採後の処理が予定通り行かなくて、ごらんの通り至るところはげ山ができておるといふような情勢であります。これが年々歳々水害となつて被害を受けておるのであります。國土保安の上から申しましても、一日も早く手をつけなければならぬのであります。山林は御承知の通り植栽いたしましたも、数年間というものは非常な手間がかかりまして、そうして林相を持ちますまでには相当の年数を要するのであります。林相を持つて初めて國土を保安するための働きをいたして来るのであります。一日おそれれば一日おそれい結果を来すので、一日も早く山林の復興に努力いたしたいと考えておるのであります。さしあたり経費等の関係もありませんので、まず政府といたしましては、里山、人家に近い便利な山が、非常に過伐濫伐になつておるのであります。したが、しばらくこの里山に休養を與えること、それから奥山の開発をこの

場合においてはいたした方がよいといふので、はなはだしい経費であります。が、昨年度以上に林道開設にも助成いたしまして、奥山の開発をとりあえず手をつけなければならぬという施策をとつておるのであります。また全國の森林組合あるいは学生、学童等の協力を得まして、植樹を一層盛んにいたしまして、はげ山の復興に努力をいたすとともに、一日も早く森林を形づくるようにいたしたいと思つております。今開拓局長からも説明いたしました通り、農地の開墾が行き過ぎました地方がありますので、非常に平地林の伐採をされたのであります。それで昨年の十二月に、政府といたしましては、そういうふうな行き過ぎのないようになさなければならぬ。大体既耕地は整理が終りまして、自作農創定に伴ひまして、やはり採草地であるとか、あるいは薪炭林であるとかいふものを合せて所有いたしたいというふうな、農村経営の上において希望が現れて来るのであります。これを無制限に解放することは、國土保安の上から申しましても、注意せなければならぬのであります。森林の専門家の協議を経まして、審査委員会にかけて、なるほどこの平地林は開墾していいんだ、買収してもいいんだという査定をいたしまして上において、これを買収し、開墾するといふ手段をつくることにいたしましたのであります。御承知の通り平地林は開墾すればいくらでも作物は栽培できますけれども、平地林の存在というところが、非常に治水の上に役に立ちますので、ことに関東平野のごとく高い山のない地方におきましては、特に平地

林が雨の後に水を保ちまして、これを漸次灌溉用に行つて行くという微妙な働きをいたしているものであります。こういう平地林がわけもなく開墾されてしまふと、雨の降つたときにただちに洪水となつて現われてくるのであります。ですから、あくまでもこういう平地林は必要度を保有しなければならぬのであります。できるだけ平地林の保有に今後力を入れて行きたいと考えているのであります。

なお河川の問題につきましては、これは建設省所屬であります。山が荒れて参りまして、河床がだん／＼高くなつていく。全國の河床が出水ごとに高くなつて参ります。高くなつてくるから堤防を築き、堤防を築いてまた河床が高くなるというのを繰返しております。現に河床を落つたところ、ここに道がついていて、河床を落つたところにおきまして、これが戦争中食糧確保のために堤防が耕作されて、それにいもを植えるとか、麦をまくとかいふようなことをやりまして、堤防が弱くなつていく。こういう結果利根川等の洪水を見まして、そういうことが原因になつていて、認められるのであります。これは河川の方面でありまして、私の考える場所ではないかもしれませんが、今後河床の浚渫であります。川口を浚渫すれば河床がおのずから下つてくるのであります。堤防を築くよりもむしろ川口を浚渫して河床を下げて行くという手段を取つて行くということが治水の面においても必要と考えるのであります。こういうふうな、いわゆる國土保安のようなくことは、國家建設の意味において統一した

行政をしたらどうかという御意見も相当あるのであります。先ほど松井さんの御意見の中にもさうなことが含まれておつたように考えるのであります。が、土木の問題であります。御承知の通り農業土木と普通の土木とあります。長い間の慣性で申します。習慣と申します。普通の農業土木は、道路建設、河川建設という専門的な技術の研究が深められておりますので、ただ単に河川、道路という土木事業でなしに、これをいかに農業として働かして行くかという面が非常に欠けておるのであります。それでありまして、現在も土木事業におきましては、農業土木と普通の土木とわかれておるやうなことになるのであります。行政面から言へば一つであつていいものではないかという御意見も、一應ごむりのないようになさるるののであります。が、實際といたしまして、やはり専門的な立場から、こういうふうなわかれておるのが妥当ではないかと考えるのであります。ことに山林の土砂防止、溪谷の砂防工事等におきましては、同じような仕事を同じ所で農林行政と建設省の二つの方面からやつておるの、はなはだむだが多いではないか、これは統一して、さういふやうなものはよろしく國土保安の上から建設の方へまかしてはどうかという御意見も一應立つております。これはあえて自分から専門的にやつておることを他人に奪われることがいけないというやうな、さもし氣持で反對いたしておるのではありませんが、現に内務省時代におきまして、土砂防止等を相当やつたのであります。これは私は自分のところを例に申し上げて失

礼ありすが、滋賀縣の天津の近くに栗太郎という所があります。これは明治初頃、京都に木材を供出したしましてはげ山になりました。年々歳々の洪水が湧き出て、土地を非常に荒したものであります。ところがその後におきまして、内務省が土砂防止をやりました。ところが農林省といたしまして、山林を經營する上において土砂防止をやりましたのであります。現に農林省の直轄でやつておりますところの土砂防止の地方は、相當すとの年数もたつておりますが、林相をととのえて参りました。ところが内務省系統でやつておりました土砂防止は、いまだに十分なる林相を持つて来ないという事実を私は現に認めておるのであります。これは技術者が悪かつたか、施設が悪かつたか、とにかく山林に対する土砂防止のごときも、ある一定の地域、いわゆる將來林野としてつくり上げるところにおきましては、これは専門的の林業を專攻し、その技術を修得した者の設計によつてやるのが妥當であり、また普通の溪谷における土砂防止、いわゆる山すそにおける砂防工事等においては、これは普通土木技術における土砂防止をやつておつた方がよいのではなからうか。これをただ簡単に、同じような仕事だから一つにしたらどうかというようなことは、その實際を考へてみますると、ただちに同意できないように考へるのであります。今日國土保安の上から申しましても、どうかして一日も早くこのはげ山のないように、そして洪水の原因を防いで行くということを考へ、また溪谷においてはダム建設もいたしまして、一時の洪水を防

ぐと同時に、この水源によりまして灌漑の用水となり、あるいは都合によりましては養魚というようににも利用いたしまして、國土保安の上に貢獻をして行かなければならぬ、かように考へておるわけでありすが、私の立場といたしまして、國土保安の上から、一日も早く森林を元通りに復興いたしまして、一方においては、國民の需要に應じるような林産物の生産に努力して行きたい、かように考へて、今日行政の方針を向けておるようなわけでありすが、

○淺利委員長 お諮りいたします。大分時間が経過いたしました。森農林大臣と本多國務大臣が見えて、いまは續行いたしますか、いかがいたしましょうか。

〔続行と呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 それではなるべく要領よく簡潔に御進行願います。

○今村(忠)委員 私たち建設委員会の立場といたしましては、大部分、各委員ともに今回のこの行政整理の機会において、建設行政の総合的の一元化といふことを主張するものであります。同時にまた公共事業的なものをも一つにいたした方が、いろいろの面においていいかという立場から、農林省関係は林野局所管の林野砂防並びに開拓局関係の農地改良に関するものを除いた面、先ほど質問で御解答いただいた河川氾濫の大きな原因をつくつておる面、もう一つ建設省の側からいへば治山治水、山の上から海の港までという、この関係のものを建設省に移されるべきであらうと思ひますが、かようなことが今回のいわゆる行政機構改革等の際において問題になつたものであ

るかどうか、これに對してまた官廳各省に見受けられるセクショナリズムといふような立場から、いわゆる農林省所屬のこれらのことを、建設省へ移すという面から反對等があつたためにできなかったのか、もう一つは、近くつくれるという行政機構審議會等の議にはかつて、將來においてさうなことは改めようとお考へになつてゐるのか、この三点について簡單にお答えいただきた。

○森國務大臣 御意見のような構想を持ち得るのであります。今回各省設置法案につきましても、そういう問題についていろいろ考へたのであります。つまり、現段階におきましては、やはり皆さんに御審議を仰いでおるような構想によつて所管して行つた方がよい、こういう結論を得まして、決定いたしましたやうなわけでありすが、これに對して特別な反對があつたというやうなことは毛頭ありません。國家の行政の上から総合的に考へまして、現状によつて処理した方がよいという結論を得た結果、お手元にまわしてありますやうな設置法案を決定いたしましたわけでありすが、

○今村(忠)委員 もう一つ、省内の意向としてはさうであらうと思ふのであります。けれども、多年政治家という立場に立つていろいろ努力された御経験の上から、一体「地方でわれわれも突にふしぎに思ふのであります。林道が後に縣道になる準備みたいなものであります。まるで縣道をつくるための準備工作と思はれるやうな、非常にいいまいな点が現にあります。そういうやうないろ／＼の過去の実績とどうか、實際問題の上からも考へてみ

て、將來林野砂防であるとか、林道であるとか、開拓のいわゆる農地に形づくまでの仕事を、私たちは國土再建といふやうな立場から、また公共事業の統一といふやうな立場から、一つにして行つたらいと思ふのであります。省内の從來からの考へと違つて、農林大臣は何かお考へになつておるか。もう一つ先ほどお尋ねしておいたやうに、行政機構改革という審議會には、むしろ進んで農林大臣として、多年自分の農林行政研究の立場から、また實際面の立場から、この際英斷をもつて、敗戦後の日本再建の上にごうしたらいといふやうな、個人的の考へがあるかどうか承つておきたい。

○森國務大臣 この問題につきましては、先ほど私も申しました通り、いろいろの観点から從來とも考へを向けて來たのであります。その結論としては、砂防工事等という問題については、専門的な行政を勘案してやらした方がよいという結論を考へたのであります。將來審議會等の問題になりまして、専門的の委員等もできていろいろ研究を進められる場合におきましても、私はやはり過去の情勢から考へまして、現在のやうにやつて行つた方が成果を上げる意味ではないか、かやうに考へておるわけでありすが、なお林道を予想してやつたが、ついに縣道になる、そういうやうなことならいふ所

これは國土建設の方面から、一緒に初めからやつた方がいいやないかという御意見であります。林道を開闢いたしますのは、まことにきつねも通らぬやうな山道を開闢して参るのであります。その目的とするとこれは奥山の開発であります。しかも奥山が開闢さ

れ、またその開闢いたしました山に増林して行かなければならないという、こういう事業が起つて來まして、その道路の維持等につきまして、地元の森林組合あるいは市町村においてどうしてもできないという場合において、これは縣道に編入いたしまして、縣がこの道路を保護して行くといふことになるのは、おのずから出て來る現象でありまして、初めから縣道になるべきものを林道としてつくつて行く、そうしてつくつたあとは、これを縣道に編入するといふ作意的に行われるものではないのではないかと、かやうに考へておるのであります。それがたまた／＼西縣を通過するやうな山道であり、それがりつばな林道として開闢ができません場合においては、あるいはこれは二つの間を通する一つの縣道として、將來維持して行くやうな場合も出て來ようと思ひますが、もと／＼さういう意味でなしに、とにかく奥山を開闢して行くという氣持で林道の建設をいたして行きたい、かやうに考へて施策を行つて行くつもりであります。

○松井(豐)委員 ただいま今村先生から、詳細に農林大臣に対して御質問がございまして、また明確な御答弁もあつたやうでございますが、時間がありませんから、私もきようはいろいろ伺いたいと思つておりましたが、結論的に一言お伺いいたします。

まず第一國會當時から、わが党としてもこの一元化するといふ問題については長い間の懸案であり、またわが党が野党時代に、しかも慎重研究して、妥當なりとして、われ／＼党を代表いたしまして、今日までこの機構改革に對する一元論を主張したものであり

たのであります。今日までこの機構改革に對する一元論を主張したものであり

○松井(豊)委員 結論を申し上げま
す。それで私どもが痛感することは、
これがもしほんとうに一本だつたなら
ば、このダム工事が出水期前に片方の

えられるのであります。かような観点において、農作物の被害が莫大に上るということは、農林大臣としては大きな責任を持たれることと思ひますが、

がありますけれども、本年は風が吹くか雨が降るかわかりませんが、そういう場合を予想して、できるだけの施設は行つて行かなければなりません。

ます時間がありませんからはなはだ失礼でありますが、ごく簡潔に一間一答式にお尋ねしたいと思うのであります。今日経済の自立とか民族の独立と

てもらつたのですが、残念ながら議會に間に合うようには結論を得るに至らなかつたのでございます。この点は私はいまだに遺憾に考えておるのであり

まして、各省のすべてのこまかい建設事業までというわけには行きますまいけれども、おのずからそこには限界があると思ひますので、そういういやしくも大規模な建設事業というようなのは、一箇所に統合して運営して行くことが、何としても必要であらうと思ひますが、提案までに政府においても結論を得ることのできなかった。残つてゐる問題につきましては、行政機構審議会というものが、御承知のように成立いたしましたので、ここでも十分審議していただき、ぜひ目的を達するように私も努力して行きたいと考えております。これはおそらく政府全体の意見だと考えてよろしからうと思ひます。

○淺利委員長 それでは時間の都合上、本多國務大臣に対する質疑は次回に続行することにいたしましたので、これで質疑を打ち切ります。

なお先刻懇談会で御協議申し上げましたが、建設業法が付託になつてゐるのであります。これに対して公聴会を開くには時間がないようでありますから、参考人と呼んで意見を聴するということにいたしてはいかがでありますか。また参考人の選定等につきましては、委員長において選定して、理事の方と御相談してきめるといふことにしてはいかがでありますか、その点をお諮りいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 ではそういうことにいたしますと思ひます。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後一時二十八分散会